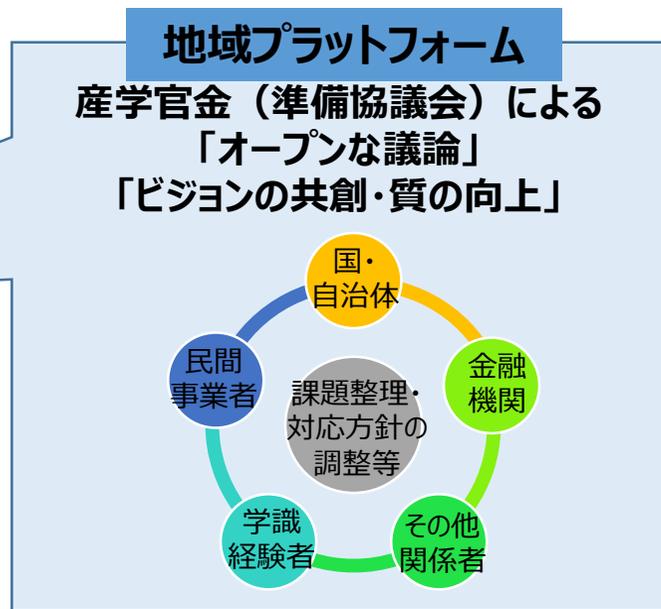
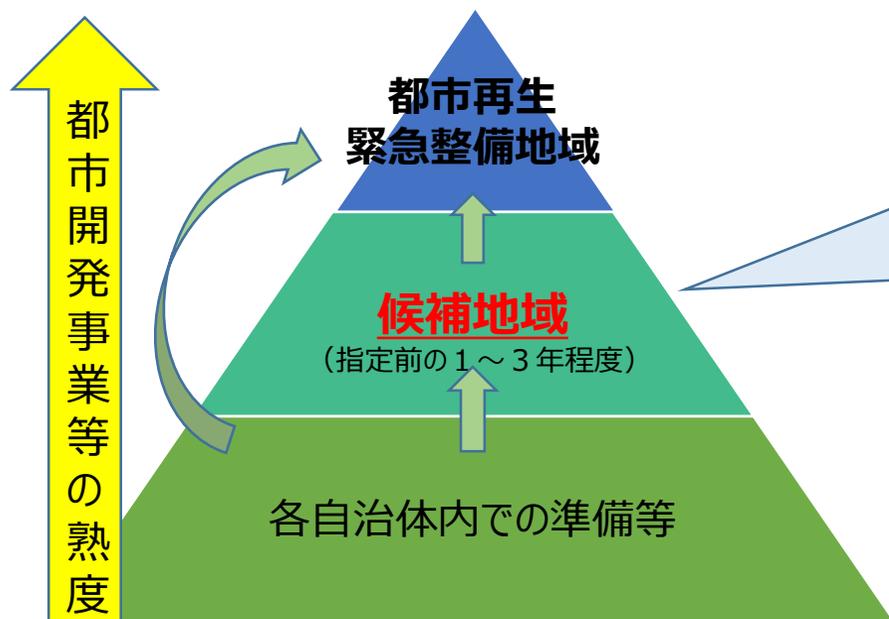


# 都市再生緊急整備地域の候補となる地域の設定

①近い将来における**政令指定の意向**を関係自治体が持つものの、②都市開発事業の熟度や関連計画との整合等が**指定レベル**に至っていないなど、**必要な場合**には、③**関係自治体からの意向等を踏まえ、地方創生推進事務局が「都市再生緊急整備地域の候補となる地域（候補地域）」を設定・公表**、④「**産学官金**」の連携の場（準備協議会）等を通じた**民間提案の機会の提供、スケジュールの共有、魅力的な案件形成等**により、**都市再生の質の向上や民間投資の一層の呼び込み**を図る。



<枠組みイメージ図>

## 【準備協議会における実施事項】

ア 都市再生緊急整備地域として政令指定すべきエリア（素案）の作成

イ 都市再生の目標・方針となる地域整備方針（素案）の作成

ウ その他都市再生の質の向上と民間投資の呼び込みに必要な事項の検討及び推進

なお、候補地域においては、進捗状況等を確認しながら、適宜、関係自治体の意向等を踏まえ候補地域としての継続可否を判断